

山口県報

令和5年
3月10日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県工事執行規則の一部を改正する規則(技術管理課).....
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課).....
- 告示
生活保護法の規定に基づく施設機関の指定(厚政課).....
- 山口県指定有形文化財の指定(文化振興課).....
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(二件)(水産振興課).....
- 道路の区域の変更(道路整備課).....
- 山口都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....
- 柳井都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....
- 公告
土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路整備課).....
- 柳井都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....
- 下関都市計画道路事業の施行(都市計画課).....



山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十日

山口県規則第四号

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則(昭和四十九年山口県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第四項に次のただし書を加える。

ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、契約担当者(損害合計額を負担するものとする。

第三十九条第六項中「差し引いた額」の下に「と」、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」と加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和五十九年山口県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項、第五十五条第四項各号」に改め、「第五十七条の四第一項ただし書」の下に「第五十八条第二項」を加える。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。



山口県告示第八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年三月十日

氏名	施設名称	所在地	指定年月日
松田 竜紀	らくなる整骨院米屋町院	山口市米屋町三の二三	令和四、一一、二
秋葉 俊則	しんなんよう整骨院	周南市清水二丁目二番一号	〃 〃 一九
長沢 直弥	ながさわ鍼灸整骨院	山陽小野田市南竜王町五の五	令和五、一、一三

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第八十二号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第四条第一項の規定により、次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

令和五年三月十日

山口県知事 村岡 嗣政

名	称	員数	所在の場所	所有者
木造聖僧坐像（伝惠慈和尚）	一	一	熊毛郡平生町大字宇佐木一六六	宗教学法人般若寺

山口県告示第八十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成二十七年山口県告示第七十五号）に係る指定漁船を普通損害保険に

付すべき義務は、平成三十一年三月五日限り消滅した。

令和五年三月十日

山口県知事 村岡 嗣政

牛島加入区

山口県告示第八十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成三十一年山口県告示第五十七号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和五年二月二十八日限り消滅した。

令和五年三月十日

山口県知事 村岡 嗣政

牛島加入区

山口県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年三月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路線名 萩三隅線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
萩市大字御許町字御許町四七の一地 先から 同市同大字 同字五七の一地先ま で	新	旧	最狭 一一・二・五 最狭 一一・三・〇 最狭 一一・五・七 最狭 一一・五・六	八〇・〇 八〇・〇	

四 事業地

柳井市南町七丁目及び古開作



(三五) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和五年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営上洗川地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和四年十月十七日

(三六) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

令和五年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類	路線名	区 間
県 道	萩三隅線	萩市大字御許町字御許町四六の一地从ら 同市大字橋本町字橋本町二四の四地先まで

(三七) 柳井都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和五年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画下水道柳井市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(三八) 下関都市計画道路事業の施行

下関都市計画道路事業について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示（令和五年中国地方整備局告示第十一号）があったので、次のとおり公告します。

令和五年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画道路事業三・三・七号下関駅福江線

下関都市計画道路事業三・三・九号長府綾羅木線

二 下関都市計画道路事業三・三・五十三号幡生綾羅木線

三 施行者の名称

山口県

四 事務所の所在地

山口市滝町一番一号

五 事業地の所在

下関市大字垢田、古屋町一丁目、古屋町二丁目、綾羅木南町一丁目、綾羅木南町二丁目、綾羅木本町二丁目、綾羅木本町三丁目及び稗田西町地内

令和五年三月十日印刷
令和五年三月十日発行

発行人 山口県知事